

第 8 章 環境保全のための措置

第8章 環境保全のための措置

「第7章 調査、予測及び評価の結果」において環境影響評価項目ごとに記載した環境保全措置について、本章で整理を行った。なお、事業の実施にあたっては、設計、建設、運営を行う事業者に対し、環境保全措置を含む本書の遵守を各業務の要件とするとともに、本市において、工事監理や運営のモニタリングを適正に行うことにより、環境影響の回避・低減を図るものとする。

8.1 環境影響評価項目に係る環境保全措置

8.1.1 大気質

大気質に係る環境保全措置を表 8.1.1 に示す。

表 8.1.1 大気質に係る環境保全措置 (1/2)

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	建設機械の稼働	排出ガス対策型建設機械を使用する。	事業者	排出ガスに基準が設けられた建設機械の使用により、粉じんの発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		対象事業実施区域周辺に仮囲い等を設置する。	事業者	仮囲いの設置により、区域外への粉じんの飛散を抑制できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		対象事業実施区域内にて適宜散水を行う。	事業者	散水により粉じんの飛散を抑制できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		建設機械の点検・整備を十分に行う。	事業者	建設機械の不具合等による粉じんの発生を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		アイドリングストップや空ぶかしの防止を徹底する。	事業者	建設機械から発生する粉じん量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
	資材等運搬車両の運行	粉じん	対象事業実施区域内に洗車場を設け、タイヤに付着した泥土を洗浄する。	事業者	走行時に飛散する粉じん量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
		排出ガス	排出ガス規制適合車の使用を励行する。	事業者	排出ガスに基準が設けられた車両の使用により排出ガスの発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の点検・整備を十分に行う。	事業者	車両の不具合等による排出ガス増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			道路交通法を遵守するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止を徹底する。	事業者	車両からの排出ガス発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

表 8.1.1 大気質に係る環境保全措置 (2/2)

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工作物の存在及び供用	施設の稼働	排ガス中の汚染物質濃度について、法令に定める規制基準等と同等、もしくはより厳しい自主基準値を定め、排ガス及び運転状態の常時監視を行う。	事業者	自主基準を遵守する運転管理により、排ガス中の汚染物質濃度を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		施設の点検、整備を十分に行う。	事業者	各設備の性能維持及び適正運転の継続により、排ガス中の汚染物質濃度を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
	廃棄物運搬車両の運行	排出ガス	排出ガス規制適合車の使用を求める。	事業者	排出ガスに基準が設けられた車両の使用により、排出ガスの発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の十分な点検・整備を求める。	事業者	車両の不具合等による排出ガス増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			道路交通法の遵守及びアイドリングストップや空ぶかしの防止を求める。	事業者	エコドライブの徹底により、排出ガスの発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.2 騒音

騒音に係る環境保全措置を表 8.1.2 に示す。

表 8.1.2 騒音に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	建設機械の稼働	騒音	低騒音型の機械・工法を採用する。	事業者	騒音基準が設けられた建設機械の使用により、騒音を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			対象事業実施区域周辺に仮囲い等を設置する。	事業者	仮囲いの設置により区域外に伝播する騒音が減衰できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			建設機械の点検・整備を十分に行う。	事業者	建設機械の不具合等による騒音の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			原則として工事は日曜・祝日以外の 8:00~17:00 に実施する。	事業者	影響が大きい時間帯における騒音の発生を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
	資材等運搬車両の運行	騒音	低騒音型車両を積極的に導入する。	事業者	騒音基準が設けられた車両の使用により、騒音を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の点検・整備を十分に行う。	事業者	車両の不具合等による騒音の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の走行が集中しないように分散化等を図る。	事業者	車両による騒音のピークを抑えることで、周辺への影響を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			原則として資材搬入は日曜・祝日以外の 8:00~17:00 に実施する。	事業者	影響が大きい時間帯における騒音の発生を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			道路交通法を遵守するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止、作業現場周辺での徐行を徹底する。	事業者	エコドライブの徹底により、騒音を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			低騒音型の設備・機器の採用に努める。また、吸音材等を導入するように努める。	事業者	機器自体の騒音を低減するとともに、建屋外に伝播する騒音を減衰できる。	小さい	影響は低減される。	無し
工作物の存在及び供用	施設の稼働	騒音	設備・機器は原則屋内設置とする。	事業者	建屋外に伝播する騒音を減衰できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			設備・機器の点検を十分に行う。	事業者	設備・機器の不具合等による騒音の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			低騒音型車両の積極的な導入を求める。	事業者	騒音基準が設けられた車両の使用により、騒音を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
	廃棄物運搬車両の運行	騒音	車両の十分な点検・整備を求める。	事業者	車両の不具合等による騒音の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			道路交通法の遵守及びアイドリングストップや空ぶかしの防止を求める。	事業者	エコドライブの徹底により、騒音を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.3 低周波音

低周波音に係る環境保全措置を表 8.1.3 に示す。

表 8.1.3 低周波音に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工作物の存在及び供用	施設の稼働	低周波音	設備・機器は原則屋内設置とする。	事業者	建屋外に伝播する低周波音のうち主に可聴域の周波数帯を減衰できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			設備・機器の点検・整備を十分に行う。	事業者	設備・機器の不具合等による低周波音の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.4 振 動

振動に係る環境保全措置を表 8.1.4 に示す。

表 8.1.4 振動に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	建設機械の稼働	低振動型の機械・工法を採用する。	事業者	振動基準が設けられた建設機械の使用により、振動が低減される。	小さい	影響は低減される。	無し	
		建設機械の点検・整備を十分に行う。	事業者	建設機械の不具合等による振動の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		原則として工事は日曜・祝日以外の8:00～17:00に実施する。	事業者	影響が大きい時間帯における振動の発生を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し	
	資材等運搬車両の運行	振動	低振動型車両を積極的に導入する。	事業者	振動基準が設けられた車両の使用により、振動を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の点検・整備を十分に行う。	事業者	車両の不具合等による振動の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の走行が分散しないように分散化等を図る。	事業者	車両による振動のピークを抑えることで、周辺への影響を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			原則として資材搬入は日曜・祝日以外の8:00～17:00に実施する。	事業者	影響が大きい時間帯における振動の発生を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			道路交通法を遵守するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止、作業現場周辺での徐行を徹底する。	事業者	エコドライブの徹底により、振動を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
	工作物の存在及び供用	施設の稼働	低振動型の設備機器の採用に努める。また、緩衝支持装置(防振ゴムなど)等を導入するように努める。	事業者	機器自体の振動を低減するとともに、機器から建屋及び建屋外に伝播する振動を減衰できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			設備・機器の点検を十分に行う。	事業者	設備・機器の不具合等による振動の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
廃棄物運搬車両の運行		振動	低騒音型車両の積極的な導入を求める。	事業者	振動基準が設けられた車両の使用により、振動が低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			車両の十分な点検・整備を求める。	事業者	車両の不具合等による振動の増加を防止できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			道路交通の遵守及びアイドリングストップや空ぶかしの防止を求める。	事業者	エコドライブの徹底により、振動を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.5 悪臭

悪臭に係る環境保全措置を表 8.1.5 に示す。

表 8.1.5 悪臭に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工作物の存在及び供用	施設の稼働	悪臭	ごみピット内を負圧に維持する。	事業者	ごみピット内の悪臭が施設外部に漏洩することを防げる。	小さい	影響は低減される。	無し
			プラットホームの廃棄物運搬車両出入口にエアカーテンを設置する。	事業者	プラットホーム内の悪臭が施設外部に漏洩することを防げる。	小さい	影響は低減される。	無し
			休炉時や負圧を保てない場合には、ごみピット内の悪臭を脱臭装置に吸引誘導する。	事業者	ごみピット内の負圧化を図るとともに、施設外部に排出される吸引した臭気の悪臭物質濃度を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			高温焼却することで悪臭物質を酸化分解させる。	事業者	ごみによる悪臭を分解し、排ガス中の悪臭物質濃度を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.6 水質

水質に係る環境保全措置を表 8.1.6 に示す。

表 8.1.6 水質に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	造成工事	水の濁り	沈砂池や水処理機器等の仮設設備を設け、SSを150mg/L以下にして放流する。	事業者	放流水のSS濃度が低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			放流水質(SS濃度)を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。	事業者	基準を超える放流水が排水されるのを防げる。	小さい	影響は回避される。	無し
			強い降雨が予想されるときは、裸地をシート等により被覆する。	事業者	濁水の発生量を抑制し、放流水のSS濃度を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
	掘削工事	有害物質(砒素)	遮水性の高い山留壁を構築する等の地下水の揚水量低減を図る工法を採用する。揚水した地下水の排水を行う場合には、薬剤処理により水質汚濁防止法における一律排水基準以下とし、また、適宜排水水質モニタリングを実施する。	事業者	掘削工法の工夫や適切な水処理により、地下水に含まれる有害物質(砒素)の流出が回避・低減される。	小さい	影響は回避・低減される。	無し

8.1.7 地盤

地盤に係る環境保全措置を表 8.1.7 に示す。

表 8.1.7 地盤に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	掘削工事の実施	地下水位の変動	遮水性の高い山留壁を構築するなど地下水位を極力低下させない工法を採用し、適切に対応する。	事業者	地下水の揚水量を抑制することで、水位の低下を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			プラットフォームを2階に配置することで、ごみビット建設時の掘削深度を浅くする。	事業者	地下水の揚水量を抑制することで、水位の低下を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.8 土壌

土壌に係る環境保全措置を表 8.1.8 に示す。

表 8.1.8 土壌に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	造成工事及び掘削工事の実施	汚染土壌	汚染土壌が存在する区画の深度における土壌の改変をしない、又は改変を最小限とする工事計画を策定する。	事業者	汚染土壌による影響の回避、又は最小化が図れる。	小さい	影響は回避・最小化される。	無し
			汚染土壌や埋設廃棄物が存在する区画の深度において掘削等を行う場合は、土壌については「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)、埋設廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、適切に対応する。	事業者	汚染土壌や埋設廃棄物による環境への影響を回避・低減できる。	小さい	影響は回避・低減される。	無し

8.1.9 景観

景観に係る環境保全措置を表 8.1.9 に示す。

表 8.1.9 景観に係る環境保全措置

影響要因		環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響
工作物の存在及び供用	施設の存在	景観	新潟市景観計画における景観形成基準に基づき、周囲に与える突出感、違和感の軽減に努める。また、周囲の景観と調和する意匠、色彩を採用する。	事業者	意匠、色彩等の配慮により、周辺環境との調和が図れる。	小さい	影響は低減される。	無し
			新潟市景観計画における景観形成基準に基づき、敷地内及び外周部に植栽を施す。	事業者	外周部等への植栽により、周辺環境との調和が図れる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.10 廃棄物

廃棄物に係る環境保全措置を表 8.1.10 に示す。

表 8.1.10 廃棄物に係る環境保全措置

影響要因		環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響
工事の実施	廃棄物の発生が見込まれる各工事の実施	廃棄物	発生する土砂については、敷地内での再利用に努める。	事業者	場外処理量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			建設副産物については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化及び処分を行う。	事業者	再資源化により、廃棄物量が低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
工作物の存在及び供用	施設の稼働	廃棄物	新潟市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月）に掲げられた施策として、リデュース、リユース、リサイクルについての意識啓発を行い、ごみの減量を促進する。	事業者	3Rの推進により、焼却処理する廃棄物量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
			適正な燃焼管理により、灰の未燃分発生量を減少させる。	事業者	適正な焼却管理により、最終処分される灰の発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.11 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全措置を表 8.1.11 に示す。

表 8.1.11 温室効果ガスに係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	建設機械の稼働	温室効果ガス	排出ガス対策型建設機械を使用する。	事業者	排出ガスに基準が設けられた建設機械の使用により温室効果ガス発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
		温室効果ガス	アイドリングストップや空ぶかしの防止を徹底する。	事業者	建設機械から発生する温室効果ガス発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
	資材等運搬車両の運行	温室効果ガス	最新の排出ガス規制適合車を使用する。	事業者	排出ガスに基準が設けられた車両の使用により温室効果ガス発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
		温室効果ガス	アイドリングストップや空ぶかしの防止を徹底する。	事業者	エコドライブの徹底により、温室効果ガスを低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
工作物の存在及び供用	施設の稼働	温室効果ガス	市内の廃棄物焼却施設を4施設から2施設に統合し、新施設で効率的な発電を行うことにより、本市全体の廃棄物発電量を向上させる。また、発電した電力を市内施設に供給することで、市域の低炭素化を図る。	事業者	焼却施設の統合による化石燃料使用量の低減、廃棄物発電量の増加により、温室効果ガスを削減できる	小さい	影響は低減される。	無し
		温室効果ガス	新潟市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）に掲げられた施策として、リデュース、リユース、リサイクルについての意識啓発を行い、ごみの減量を促進する。	事業者	3Rの推進に伴う焼却処理量の減量により、温室効果ガス発生量が低減できる	小さい	影響は低減される。	無し
	廃棄物運搬車両の運行	温室効果ガス	最新の排出ガス規制適合車の導入を求める。	事業者	排出ガスに基準が設けられた車両の使用により温室効果ガス発生量を低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し
		温室効果ガス	アイドリングストップや空ぶかしの防止を求める。	事業者	エコドライブの徹底により、温室効果ガスを低減できる。	小さい	影響は低減される。	無し

8.1.12 文化財

文化財に係る環境保全措置を表 8.1.12 に示す。

表 8.1.12 文化財に係る環境保全措置

影響要因		環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響
						小さい		
工事の実施	掘削工事の実施	埋蔵文化財	工事にあたり新たな埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、適切に対応する。	事業者	法に基づき、報告等を確実にを行うことで、文化財への影響を回避できる。	小さい	影響が回避される。	無し

8.1.13 ハクチョウ類

ハクチョウ類に係る環境保全措置を表 8.1.13 に示す。

表 8.1.13 ハクチョウ類に係る環境保全措置

影響要因	環境要素	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	効果の不確実性の程度	環境の状況変化	措置に伴う影響	
工事の実施	建設機械の稼働	低騒音・低振動型の機械・工法を採用する。	事業者	建設機械の稼働による騒音・振動を低減することで、ハクチョウ類への影響の低減が図れる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		対象事業実施区域周辺に仮囲い等を設置する。	事業者					
		建設機械の点検・整備を十分に行う。	事業者					
	資材等運搬車両の運行	ハクチョウ類	車両の点検・整備を十分行う。	事業者	資材等運搬車両の運行による騒音・振動を低減することで、ハクチョウ類への影響の低減が図れる。	小さい	影響は低減される。	無し
道路交通法を遵守するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止を徹底する。			事業者					
工作物の存在及び供用	施設の稼働	低騒音型・低振動型の設備機器の採用に努める。また、吸音材・緩衝支持装置(防振ゴムなど)等を導入するように努める。	事業者	施設の稼働による騒音・振動を低減することで、ハクチョウ類への影響の低減が図れる。	小さい	影響は低減される。	無し	
		設備・機器は原則屋内設置とする。	事業者					
		設備・機器の点検・整備を十分に行う。	事業者					
	廃棄物運搬車両の運行	ハクチョウ類	車両の十分な点検・整備を求める。	事業者	廃棄物運搬車両の運行による騒音・振動を低減することで、ハクチョウ類への影響の低減が図れる。	小さい	影響は低減される。	無し
			法定速度の遵守及びアイドリングストップや空ぶかしの防止を求める。	事業者				
施設の使用	ハクチョウ類	壁面へのガラスの多用を避ける等の意匠面の配慮を行う。	事業者	バードストライクの防止が図れる。	小さい	影響は回避される。	無し	